

刑事裁判の現状

痴漢冤罪を考える

『それでもボクはやってない』試写会・秋山賢三弁護士講演会

末光 宏

去る1月13日（土）、本学セレストホールに於いて、「痴漢冤罪を考える ～刑事裁判の現状～」と題し、映画『それでもボクはやってない』試写会および、弁護士の秋山賢三先生の講演会が開催された。

本学法学会の主催で行われた本事業を、その企画運営に携わった者として以下報告する。

映画『それでもボクはやってない』

映画の内容については、既に全国でも上映されたので余り説明を要しないであろうが、簡単に触れておく。あるフリーターの青年が、会社の面接に向かう満員電車で痴漢に間違えられ現行犯逮捕される。警察および検察で、彼は頑なに無実を主張するも認められず、ついに起訴されてしまう。そんな彼の弁護をベテラン弁護士と新米弁護士が引き受けることになった。青年の母親、友人たちが彼の無罪を信じて支援活動を展開する。そして周囲が見守る中、青年の裁判が始まる…。

司法改革の一環として2009年からは裁判員制度も始まり、社会的にも裁判への関心が高まっている。しかし、私たちは裁判の実態をどれくらい知っているのだろうか？ 裁判について何も知識を持たない人

が裁判員として選ばれ、他人の運命を決定づける作業に携わっていいものだろうか？ その一方で、裁判員制度の広報にあたっては、フォーラムへの動員、やらせ質問、契約書不存在のままの業務発注など、各所で問題も生じており、導入に拙速な感が否めない。先ごろ内閣府が発表した世論調査では裁判員を務めたくないと回答した人が8割近くに達するという。何か基本的な視点を忘れてはいないだろうか。その答えは、まずは裁判自体をちゃんと知ることではないか。そんな思いが本企画を実現させた。

本作品は、痴漢冤罪事件を通して日本の刑事裁判の現状に正面から取り組んだ意欲的なものであった。逮捕から公判に至る手続を詳細に映像化し、刑事裁判制度を手際よく解説している。無実の青年がどんな心境で被告人席に立たされるか。否認を続けるのがいかに大変か。周防正行監督は3年をかけ、20件以上の裁判を200回以上傍聴し、200人以上の関係者に取材して、この脚本を書き上げたという。その真摯な姿勢が作品に説得力を与えた。

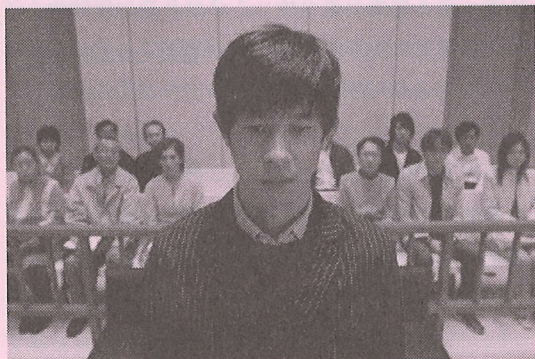
試写会には、本学の学生や教職員、そして市民の方々約400人が詰めかけた。

秋山賢三先生の講演

上映に引き続き、秋山賢三先生の講演が、本学の井上匡子助教授の質問に答える形で始まった。

秋山先生は元裁判官で、徳島地裁ではラジオ商殺し事件の富士茂子さんの再審決定にも関わっている。20数年に亘り各地で判事として勤務した後、依願退官し弁護士登録。現在は日本弁護士連合会人権擁護委員、袴田事件等再審弁護団、全国痴漢冤罪合同弁護団団長などを務めている。

今回の映画には取材の段階から関わったという。



映画『それでもボクはやってない』
©2007フジテレビジョン・アルタミラピクチャーズ・東宝

実は、映画の中で役所広司さんが演じる「荒川弁護士」のモデルでもある。秋山先生の話は、映画の撮影に立ち会った時のこぼれ話から、刑事裁判、司法制度のあり方にまで広く及んだ。

一般に冤罪が起こる原因として、被害者の訴えを鵜呑みにする捜査機関と、彼らが作成した調書を優先しがちな裁判官にあると指摘された。しかも検察官は有罪の立証に有利な証拠のみを開示するのであるから、これを改め、証拠の全面開示が原則となるべきだと説く。裁判官もまた、無実を訴える被告人の声にもっと耳を傾けるべきだという。

「推定无罪という刑事裁判の大原則も、実際の裁判では『推定有罪』です。裁判官も心証が固まれば、早く審理を終わらせたいものです。建前と現実の矛盾の前で弁護士がいちばん苦悩するのです」。映画の中で、青年に示談を進める弁護士と、その行為を咎める弁護士の姿が描かれているが、弁護士も被告人の立場にしっかり立った弁護をすべきだと強調された。会場には法曹を目指す法学部生や法科大学院生も参加していたが、彼らにも秋山先生の言葉は深く刻み込まれたことと思われる。



弁護士・秋山賢三先生



井上匡子助教授

また、裁判員制度についても言及し、「一般の人が判断に参加することにより、一般常識が豊富な裁きが可能になります。裁判官という特殊な存在にだけ頼ると『常識』とは懸け離れた机上の論理で判決が下されるという害悪を、ある程度回避できるはずです。『常識』から遠く外れた判断をする虞のある裁判官よりずっと良い判断が出来るはずですから、裁判員制度は導入されるべきだと思います」と、明るい展望を示された。

会場からの質問も相次ぎ、全ての質問に答えられないほどであった。また、当日配布したアンケートも非常に回収率が高く、映画および講演会の意見・感想がびっしり書き込まれているものが多かった。それだけ衝撃度の強い内容であったのであろう。この点から見ても、事業として成功を収めたと考える。

ご尽力頂いた方々

本事業の開催にあたり、多くの方々にご尽力頂いた。橋本宏子先生を会長とする法学会運営委員の先方の方の温かいご支援の下、映画会社の東宝、製作会社のアルタミラピクチャーズのご理解も得られた。

刑事裁判の現状

痴漢冤罪を考える

「それでもボクはやってない」試写会・秋山賢三弁護士講演会



講演会で語る秋山賢三先生（右）と司会の法学上井上匡子助教授

法学会に働きかけて下さった公文孝佳先生、そして実務の面で上北正人先生と野澤充先生にはたいへんお世話になった。また、授業時間に私が本事業の説明をする機会を設けて下さった齊藤愛先生や、講演会の報告を授業レポートとして下さった東郷佳朗先生にも感謝したい。当日の司会を務めて下さった井上匡子先生とは何度打ち合わせを重ねたことだろう。私が所属する法務研究科の矢口俊昭先生、丸山茂先生におかれては、ご多忙にも拘らず当日お時間を割いてお越し頂いた。以上のことも、法務研究科委員長の阿部浩己先生が存在なくして実現し得なかったことであり、感謝をしてもし尽くせない。それゆえに、本稿を書く機会を与えて下さった郷田正萬先生の厚意は有難く、感謝の意を活字として残せることはとても幸せである。また、映写に関し、横浜の伝説の映画興行師、福寿祁久雄氏の全面的な協力を得られた。映画に全くの素人の私がここまで出来たのも、福寿氏のお陰である。このような形で氏と関わったことは実に光栄である。

なお、当日の運営にあたり、横浜市の高校教員である河野優司さんとその支援の方々のご協力を頂い

た。実はこの河野さんこそ、痴漢冤罪事件の被告人である。一審の横浜地裁で有罪判決を下され、今春、東京高裁にて控訴審が開始される予定だ。本事業によって河野さんの裁判に弾みがつくことを願ってやまない。（参照 <http://www.geocities.co.jp/ykou01/> または <http://blogs.yahoo.co.jp/ykou01/>）

最後に、これを読んでいる学生の皆さんに伝えたい。今回の事業は、一学生に過ぎぬ私の提案によるものだった。時間的に多くの犠牲を強いられましたが、その見返りも大きかった。私は社会人経験を経ているゆえ、外部との交渉に比較的慣れている面があったかもしれない。けれども、今回のような映画・講演会事業は初めてであり、素人が手探りで日々格闘していた、というのが実情だ。それゆえに、多くの方々との協力を得て本事業を無事終了させたことは、感激もひとしおである。皆さんも自主企画をどんどん実現し、多くを掴み取って欲しい。その点、私は協力を惜しまないので、いつでも連絡して下さい。合言葉は「積極進取」！ jindaiciga1.13@gmail.com

（法科大学院 大学院生、本事業運営担当）



会場からの質問（河野優司さん）